

「特定開発事業承認申請」の流れ

事業者の行為	市の行為
事業者が市に提出する書類	市が事業者に交付する書類

特定開発事業に該当

市の各管理者との事前調整

大規模特定開発事業に該当

条例第24条第1項
開発(建築)計画書の提出

市との事前協議

提出期限は毎月末日。原則、翌月中旬に開催する開発調整会議での審議が必要です。

条例第25条第1項
標識の設置
(設置期間は、検査済証交付まで)

条例第25条第4項
標識の設置に関する届出書の提出

条例第26条第1項
近隣住民への計画の説明

条例第23条第1項
特定開発事業承認申請書の提出

承認申請書の提出は、「標識の設置に関する届出書」の届出日の翌日から起算して、**2週間の経過**が必要となります。
(近隣住民への計画の説明が完了している必要があります)

標準処理期間 30日 (10,000㎡以上は45日)

条例第27条
特定開発事業の承認

規則第23条
承認書の交付

開発行為に該当する場合

都市計画法第32条に基づく協議書の交付

都市計画法第29条に基づく開発行為許可申請

工事着手

条例第29条
工事着手届出書の提出

着手した日の翌日から起算して1週間以内に提出

工事完了

条例第32条第1項
工事完了届出書の提出

完了した日の翌日から起算して10日以内に提出

条例第32条第2項
検査

条例第32条第3項
検査済証の交付

検査済証が交付された日以後でなければ、使用できません。